



平成26年3月12日

各 位

上場会社名	エムスリー株式会社 (コード番号：2413 東証第一部) (http://corporate.m3.com)
本社所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 辻 高宏
電話番号	03-6229-8900 (代表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年3月12日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

投資単位あたりの金額の引下げ及び株式の流動性向上により、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることに加え、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資することを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用により、実質的な投資単位は2分の1となります。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ①平成26年2月28日現在の発行済株式総数 | 1,616,081株 |
| ②今回の分割により増加する株式数 | 321,600,119株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数 | 323,216,200株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数 | 1,152,000,000株 |

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|---------|-----------------|
| ①基準日公告日 | 平成26年3月13日（木曜日） |
| ②基準日 | 平成26年3月31日（月曜日） |
| ③効力発生日 | 平成26年4月1日（火曜日） |

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成26年4月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	株主総会の特別決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	平成16年7月31日	28,824円	145円
第4回新株予約権	平成16年7月31日	68,084円	341円
第6回新株予約権	平成17年6月20日	81,667円	409円
第7回新株予約権	平成17年6月20日	93,525円	468円
第8回新株予約権	平成17年6月20日	91,258円	457円
第10回新株予約権	平成20年6月23日	67,553円	338円
第11回新株予約権	平成20年6月23日	55,500円	278円
第14回新株予約権	平成22年6月21日	85,000円	425円
第17回新株予約権	平成24年6月25日	140,500円	703円
第18回新株予約権	平成24年6月25日	183,300円	917円

(6) その他この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」に記載の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日（火）

（ご参考）平成26年3月27日（木）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたし

ます。

- ① 株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第6条の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>576万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11億5200万株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> <u>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第 <u>6</u> 条～第 <u>40</u> 条（条文省略）	第 <u>7</u> 条～第 <u>41</u> 条（現行通り）

以 上